

平成 26 年

第 6 回 可児市議会定例会議案

平成26年11月27日

目 次

議案第52号	平成26年度可見市一般会計補正予算（第4号）について	1
議案第53号	平成26年度可見市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） について	1
議案第54号	平成26年度可見市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に ついて	2
議案第55号	平成26年度可見市水道事業会計補正予算（第1号）について	2
議案第56号	可見市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第57号	可見市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第58号	可見市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	15
議案第59号	可見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	17
議案第60号	可見市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	19
議案第61号	可見市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	47
議案第62号	可見市税条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第63号	可見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す る基準を定める条例の制定について	75
議案第64号	可見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の制定について	94
議案第65号	可見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の制定について	110
議案第66号	可見市キッズクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	116
議案第67号	可見市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基 準等を定める条例の制定について	117
議案第68号	可見市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基 準を定める条例の制定について	130
議案第69号	可見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	133
議案第70号	可見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定 について	135
議案第71号	人権擁護委員候補者の推薦について	137
議案第72号	指定管理者の指定について	138
議案第73号	可茂広域行政事務組合規約の変更について	139
議案第74号	可茂広域行政事務組合規約の変更に伴う財産処分について	140

議案第52号

平成26年度可児市一般会計補正予算（第4号）について

平成26年度可児市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第53号

平成26年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

平成26年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第54号

平成26年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

平成26年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第55号

平成26年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について

平成26年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第56号

可児市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

可児市部設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市部設置条例の一部を改正する条例

可児市部設置条例（昭和62年可児市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に次の部を置く。</p> <p><u>企画経済部</u></p> <p>総務部</p> <p>市民部</p> <p>(略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に次の部を置く。</p> <p><u>市長公室</u></p> <p><u>企画部</u></p> <p>総務部</p> <p><u>観光経済部</u></p> <p>市民部</p> <p>(略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>市長公室</u></p> <p>ア <u>秘書に関すること。</u></p> <p>イ <u>職員の人事、給与等に関すること。</u></p> <p>ウ <u>広報広聴に関すること。</u></p>

(1) 企画経済部

- ア 重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- イ 予算及び財政一般に関すること。
- ウ 行政改革に関すること。
- エ 公共交通に関すること。
- オ 広域行政に関すること。
- カ 統計及び事務能率に関すること。
- キ 広報広聴に関すること。
- ク 地域経済の振興に関すること。
- ケ 観光に関すること。
- コ 商工業、農林業等の産業の振興に関すること。

(2) 総務部

- ア～エ (略)
- オ 秘書に関すること。
- カ 職員の人事、給与等に関すること。
- キ (略)
- ク (略)
- ケ (略)
- コ (略)

- サ (略)
- シ (略)

エ 広報戦略に関すること。

オ 重要施策の企画及び調整に関すること。

(2) 企画部

- ア 施策の企画及び総合調整に関すること。
- イ 広域行政に関すること。
- ウ 統計に関すること。
- エ 予算及び財政一般に関すること。
- オ 行政改革に関すること。

(3) 総務部

ア～エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

ケ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

コ (略)

サ (略)

(4) 観光経済部

ア 地域経済に関すること。

イ 企業立地に関すること。

ウ 商工業、農林業等の産業の振興に関すること。

エ 観光交流に関すること。

(3) 市民部

ア (略)

イ 公民館に関すること。

ウ 市民文化の振興に関すること。

エ 多文化共生及び国際交流に関すること。

オ (略)

カ (略)

キ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

ク (略)

ケ (略)

コ (略)

サ (略)

(4) 健康福祉部

ア 高齢者、障がい者、児童及び母子福祉、生活保護その他の社会福祉に関すること。

イ 地域福祉に関すること。

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

(5) 建設部

ア及びイ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

オ 国際交流に関すること。

(5) 市民部

ア (略)

イ 生涯学習及び公民館に関すること。

ウ (略)

エ (略)

オ 文化芸術に関すること。

カ 多文化共生に関すること。

キ (略)

ク (略)

ケ (略)

コ (略)

(6) 健康福祉部

ア 地域福祉に関すること。

イ 高齢者、障がい者、児童及び母子福祉、生活保護その他の社会福祉に関すること。

ウ 子育て支援に関すること。

エ (略)

オ (略)

カ (略)

(7) 建設部

ア及びイ (略)

ウ 公共交通に関すること。

エ (略)

オ (略)

カ (略)

カ (略)	キ (略)
キ (略)	ク (略)
ク (略)	ケ (略)
ケ (略)	コ (略)
<u>(6)</u> 水道部	<u>(8)</u> 水道部
ア (略)	ア (略)
イ <u>簡易水道事業及び飲料水供給事業 に関すること。</u>	
ウ (略)	イ (略)

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第57号

可児市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

可児市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市行政手続条例の一部を改正する条例

可児市行政手続条例（平成9年可児市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第3章（略） 第4章 行政指導（第30条— <u>第35条</u> ） 第5章 届出（ <u>第36条</u> ） 付則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2)（略） (3) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。） <u>、</u> 法第252条の17の2第1項 <u>並びに</u> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する岐	目次 第1章～第3章（略） 第4章 行政指導（第30条— <u>第36条</u> ） <u>第5章 処分等の求め（第37条）</u> <u>第6章 届出（第38条）</u> 付則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2)（略） (3) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。） <u>並びに</u> 法第252条の17の2第1項 <u>及び</u> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する岐阜県

阜島の条例及び規則をいう。

(4)及び(5) (略)

(6) 不利益処分 市長等が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ (略)

ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

ニ (略)

(7)～(9) (略)

2 (略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(1)～(7) (略)

(8) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令及び条例等の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導

(9) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し又は発生する可能性がある現場においてこれらの公益を確保するために行すべき権限を法律上又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(10)～(12) (略)

の条例及び規則をいう。

(4)及び(5) (略)

(6) 不利益処分 市長等が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア (略)

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ (略)

(7)～(9) (略)

2 (略)

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。

(1)～(7) (略)

(8) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令及び条例等の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導

(9) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し又は発生する可能性がある現場においてこれらの公益を確保するために行すべき権限を法律上又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(10)～(12) (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞
イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合であって市長等が相当と認めるとき。

(2) 前号イからハまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要し

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞
ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって市長等が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しな

ないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 市長等は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 市長等は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 市長等は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

いものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 市長等は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 市長等は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(聴聞の主宰)

第19条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に規定する者であったことのある者

(5)及び(6) (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 市長等は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(行政指導の方式)

第33条 (略)

(聴聞の主宰)

第19条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に規定する者であった者

(5)及び(6) (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 市長等は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

(行政指導の方式)

第33条 (略)

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 (略)

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 (略)

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 (略)

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 (略)

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は第2条第1項第3号に規定する市の条例若しくは岐阜県の条例(以下「法律等」という。))に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載

(この章の解釈)

第35条 (略)

した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律等の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

(この章の解釈)

第36条 (略)

第5章 処分等の求め

(処分等の求め)

第37条 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律等に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市長等又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導を求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

<p>第5章 (略)</p> <p>(届出)</p> <p>第36条 (略)</p>	<p>(2) <u>法令又は条例等に違反する事実の内容</u></p> <p>(3) <u>当該処分又は行政指導の内容</u></p> <p>(4) <u>当該処分又は行政指導の根拠となる法令又は条例等の条項</u></p> <p>(5) <u>当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</u></p> <p>(6) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>3. <u>当該市長等又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</u></p> <p>第6章 (略)</p> <p>(届出)</p> <p>第38条 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第58号

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

第1条 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和36年可児町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合には<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合には<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の190</u>、12月に支給する場合には<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の197.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の可児市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第59号

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

第1条 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和42年可児町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の205を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)

<p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の190</u>、12月に支給する場合には<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の197.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第60号

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

第1条 可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年可児市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつてこの条例に定める初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年可児市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつてこの条例に定める初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の</p>

日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係る者にあつては、採用後市の規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。

- (1) (略)
- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で市の規則で定めるもの 月額 50,000円
- (3) (略)

2 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5（特定管理職員にあつては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額

日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係る者にあつては、採用後市の規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。

- (1) (略)
- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で市の規則で定めるもの 月額 50,300円
- (3) (略)

2 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の82.5（特定管理職員にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額の総額

<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の32.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の47.5</u>）を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>
<p>(災害派遣手当等)</p>	<p>(災害派遣手当等)</p>
<p>第24条 (略)</p>	<p>第24条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
	<p><u>3 第1項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため市に派遣された者について準用する。この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(初任給調整手当等の支給方法)</p>	<p>(初任給調整手当等の支給方法)</p>
<p>第25条 初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当<u>及び</u>武力攻撃災害等派遣手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。</p>	<p>第25条 初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。</p>
<p>(休職者の給与)</p>	<p>(休職者の給与)</p>
<p>第27条 (略)</p>	<p>第27条 (略)</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第21条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、</p>	<p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第21条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、</p>

<p>又は死亡したときは<u>同項</u>の規定により市の規則で定める日に、当該<u>同項</u>の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市の規則で定める職員についてはこの限りでない。</p> <p>7 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1～15 (略)</p> <p>16 付則第13項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤労手当減額対象額に<u>100分の1.0125</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の1.3125</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤労手当減額基礎額に<u>100分の67.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の87.5</u>）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>17～20 (略)</p>	<p>又は死亡したときは<u>第21条第1項</u>の規定により市の規則で定める日に、当該<u>各項</u>の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市の規則で定める職員についてはこの限りでない。</p> <p>7 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1～15 (略)</p> <p>16 付則第13項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤労手当減額対象額に<u>100分の1.2375</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の1.5375</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤労手当減額基礎額に<u>100分の82.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の102.5</u>）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>17～20 (略)</p>
---	---

第2条 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを別表第1のように改める。

第3条 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(地域手当)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の18</u>を超えない範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(勤労手当)</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の20</u>を超えない範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(勤労手当)</p>

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の82.5（特定管理職員にあっては、100分の102.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第23条の2 前条の規定に基づく市の規則で指定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35（特定管理職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第23条の2 前条の規定に基づく市の規則で指定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において市の規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して市の規則で定める勤務にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額とする。

付 則

1～12 (略)

13 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市の規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市の規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるものの他、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

付 則

1～12 (略)

13 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4

<p>員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>14及び15 (略)</p> <p>16 付則第13項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.2375</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の1.5375</u>) を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の82.5</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の102.5</u>) を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>17～20 (略)</p>	<p>月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</p> <p>14及び15 (略)</p> <p>16 付則第13項の規定が適用される間、第22条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.125</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の1.425</u>) を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の75</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の95</u>) を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。</p> <p>17～20 (略)</p>
---	--

第4条 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを別表第2のように改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし第3条、第4条、附則第4条及び第5条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(可児市職員の給与支給に関する条例(以下「給与条例」という。)第22条第2項及び付則第16項の改正規定を除く。附則第3条において同じ。)及び第2条の規定による改正後の給与条例(附則第3条において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

3 第1条の規定(給与条例第22条第2項及び付則第16項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第4条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切換えに伴う経過措置)

第5条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(市の規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市の規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市の規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(規則への委任)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

別表第1（第2条関係）

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）								
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	

37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000
52	212,100	270,400	316,700	362,000	380,600	407,300	449,800
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400
54	214,300	272,700	320,200	364,000	382,000	408,700	451,200
55	215,300	274,000	322,300	365,000	382,700	409,400	452,000
56	216,300	275,300	324,400	366,100	383,400	410,000	452,600
57	217,100	276,400	326,500	367,000	383,900	410,600	453,200
58	218,100	277,500	328,400	367,700	384,500	411,200	454,000
59	219,000	278,600	330,400	368,400	385,200	411,800	454,800
60	220,000	279,700	332,500	369,100	385,900	412,400	455,600
61	220,800	280,900	334,300	369,600	386,300	412,900	456,200
62	221,800	281,900	336,100	370,200	387,000	413,600	457,000
63	222,800	282,900	338,000	370,900	387,600	414,200	457,800
64	223,800	283,900	339,800	371,600	388,200	414,800	458,600
65	224,500	284,700	341,800	371,900	388,700	415,100	459,200
66	225,500	285,600	343,400	372,600	389,300	415,700	460,000
67	226,500	286,500	345,300	373,300	389,900	416,400	460,800
68	227,600	287,400	347,200	374,000	390,500	416,900	461,600
69	228,400	288,400	349,000	374,400	390,900	417,400	462,200
70	229,200	289,200	350,900	375,000	391,500	418,100	463,000
71	230,000	290,000	352,500	375,700	392,200	418,800	463,800
72	230,800	290,800	354,100	376,300	392,800	419,500	464,600
73	231,600	291,600	355,700	376,700	393,100	420,000	465,200
74	232,300	292,100	357,400	377,300	393,800	420,700	466,000
75	233,000	292,600	358,600	378,000	394,500	421,400	466,800
76	233,700	293,100	359,800	378,600	395,000	422,100	467,600
77	234,400	293,200	360,800	379,000	395,400	422,600	

78	235,200	293,600	361,800	379,500	396,100	423,300
79	236,000	293,800	362,900	380,100	396,800	424,000
80	236,800	294,200	363,900	380,600	397,500	424,700
81	237,500	294,400	364,900	381,100	398,000	425,200
82	238,200	294,600	365,800	381,700	398,700	425,900
83	238,900	295,000	366,500	382,300	399,400	426,600
84	239,600	295,300	367,200	382,700	400,100	427,300
85	240,300	295,600	367,900	383,300	400,600	427,800
86	241,000	295,900	368,500	383,900	401,300	428,500
87	241,700	296,200	369,200	384,500	402,000	429,200
88	242,400	296,600	369,900	385,100	402,700	429,900
89	243,100	296,900	370,600	385,800	403,200	430,400
90	243,600	297,300	371,100	386,400	403,900	431,100
91	244,100	297,700	371,800	387,000	404,600	431,800
92	244,600	298,100	372,500	387,600	405,300	432,500
93	244,900	298,200		388,300	405,800	433,000
94		298,500		388,600	406,500	433,700
95		298,900		389,000	407,200	434,400
96		299,300		389,400	407,900	435,100
97		299,500		389,800	408,400	435,600
98		299,800		390,200	409,100	436,300
99		300,200		390,600	409,800	437,000
100		300,600		391,000	410,500	437,700
101		300,800		391,400	411,000	438,200
102		301,100		391,800	411,700	438,900
103		301,500		392,200	412,400	439,600
104		301,800		392,600	413,100	440,300
105		302,000		393,000	413,600	440,800
106		302,300		393,400	414,300	441,500
107		302,700		393,800	415,000	442,200
108		303,000		394,200	415,700	442,900
109		303,200		394,600	416,200	
110		303,600		395,000		
111		304,000		395,400		
112		304,300		395,800		
113		304,400		396,200		
114		304,700				
115		305,000				
116		305,400				
117		305,600				
118		305,800				

	119		306,100					
	120		306,400					
	121		306,800					
	122		307,000					
	123		307,300					
	124		307,600					
	125		308,000					
再任用職員	—	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

備考 この表は、この条例に規定する他の給料表及び市の規則で定める給料表の適用を受けないすべての職員（第26条に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	256,600
	2	157,000	185,000	233,200	257,800
	3	158,500	187,100	235,000	259,100
	4	159,900	189,200	236,800	260,400
	5	161,300	191,300	238,400	261,500
	6	162,800	193,600	239,900	262,900
	7	164,300	195,900	241,400	264,100
	8	165,800	198,200	242,800	265,500
	9	167,100	200,600	244,100	266,900
	10	168,800	202,000	245,500	268,100
	11	170,400	203,400	246,800	269,700
	12	172,000	204,800	248,200	271,300
	13	173,500	206,200	249,500	272,800
	14	175,500	207,700	250,800	274,400
	15	177,500	209,200	252,100	276,000
	16	179,500	210,500	253,400	277,600
	17	181,700	211,900	254,400	279,200
	18	183,800	213,400	255,800	280,700
	19	185,900	214,900	257,100	282,200
	20	188,000	216,400	258,400	283,700
	21	190,100	217,800	259,500	285,300
	22	192,300	219,500	260,900	286,900
	23	194,500	221,200	262,300	288,500
	24	196,700	222,900	263,700	290,000
	25	198,800	224,300	265,100	291,400
	26	200,100	226,000	266,700	293,200
	27	201,400	227,700	268,200	295,000
	28	202,700	229,400	269,800	296,800
	29	203,900	231,200	271,400	298,400
	30	205,100	232,700	273,000	300,100
	31	206,400	234,200	274,600	301,800
	32	207,600	235,600	276,200	303,500
	33	208,900	237,000	277,800	305,000
	34	210,200	238,400	279,300	306,600
	35	211,500	239,800	280,800	308,200
	36	212,800	241,200	282,200	309,800
	37	214,200	242,500	283,800	311,300
	38	215,600	243,800	285,200	312,900
	39	217,000	245,100	286,700	314,500
	40	218,400	246,400	288,200	316,100
	41	219,500	247,400	289,800	317,700
	42	220,900	248,700	291,400	319,200
	43	222,300	249,900	293,000	320,600
	44	223,700	251,200	294,600	322,100
	45	225,100	252,300	296,000	323,300
	46	226,600	253,700	297,500	324,700
	47	228,100	255,100	299,000	326,100
	48	229,500	256,500	300,500	327,600
49	230,700	257,700	301,800	328,900	

50	232, 100	259, 200	303, 200	330, 300
51	233, 500	260, 600	304, 600	331, 600
52	234, 900	262, 000	306, 000	333, 000
53	236, 200	263, 500	307, 500	334, 400
54	237, 500	265, 100	308, 900	335, 800
55	238, 800	266, 700	310, 300	337, 200
56	240, 100	268, 200	311, 700	338, 600
57	241, 300	269, 800	312, 800	339, 500
58	242, 600	271, 400	314, 100	340, 800
59	243, 800	273, 000	315, 400	342, 000
60	245, 100	274, 600	316, 800	343, 300
61	246, 200	276, 100	318, 000	344, 500
62	247, 500	277, 600	319, 300	345, 400
63	248, 800	279, 100	320, 600	346, 700
64	250, 100	280, 600	321, 900	348, 000
65	251, 100	282, 200	323, 200	349, 100
66	252, 400	283, 700	324, 500	350, 300
67	253, 800	285, 200	325, 800	351, 500
68	255, 200	286, 700	327, 100	352, 600
69	256, 300	288, 000	327, 900	353, 600
70	257, 600	289, 500	329, 000	354, 700
71	258, 900	291, 000	330, 100	355, 800
72	260, 200	292, 500	331, 000	356, 900
73	261, 600	293, 700	332, 300	357, 800
74	262, 900	295, 100	333, 000	358, 900
75	264, 200	296, 500	334, 200	360, 000
76	265, 500	297, 900	335, 400	361, 100
77	266, 500	299, 400	336, 500	361, 800
78	267, 700	300, 700	337, 700	362, 600
79	269, 000	302, 000	338, 900	363, 400
80	270, 300	303, 300	340, 100	364, 200
81	271, 400	304, 100	341, 200	364, 800
82	272, 500	305, 300	342, 300	365, 300
83	273, 600	306, 500	343, 400	365, 900
84	274, 700	307, 800	344, 500	366, 400
85	275, 600	308, 900	345, 400	367, 000
86	276, 600	310, 100	346, 400	367, 500
87	277, 700	311, 300	347, 300	368, 100
88	278, 800	312, 500	348, 300	368, 600
89	279, 800	313, 800	349, 400	369, 000
90		315, 000	350, 200	369, 500
91		316, 200	351, 000	370, 100
92		317, 400	351, 800	370, 600
93		318, 300	352, 500	370, 900
94		319, 000	353, 100	371, 400
95		319, 700	353, 800	371, 900
96		320, 300	354, 400	372, 200
97		321, 000	354, 800	372, 800
98		321, 300	355, 200	373, 300
99		322, 000	355, 700	373, 800
100		322, 700	356, 100	374, 300
101		323, 100	356, 600	374, 900
102		323, 700	357, 000	375, 400
103		324, 300	357, 500	375, 900

	104		324,900	357,900	376,300
	105		325,300	358,200	376,900
	106		325,800	358,700	377,400
	107		326,300	359,200	377,900
	108		326,800	359,500	378,400
	109		327,200	360,000	379,000
	110		327,600	360,500	379,500
	111		327,900	361,000	380,000
	112		328,300	361,500	380,500
	113		328,700	362,000	381,100
	114		329,100	362,500	
	115		329,500	363,000	
	116		329,800	363,400	
	117		330,000	363,800	
	118		330,300	364,300	
	119		330,700	364,800	
	120		330,900	365,300	
	121		331,100	365,700	
	122		331,400	366,200	
	123		331,700	366,700	
	124		332,000	367,200	
	125		332,200	367,600	
	126		332,500		
	127		332,900		
	128		333,100		
	129		333,200		
	130				
	131				
	132				
	133				
	134				
	135				
	136				
	137				
再任用職員	—	233,200	257,800	265,100	275,500

備考 この表は、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士等の保健医療業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

福祉職給料表					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	150,700	200,800	248,800	273,000
	2	151,900	202,600	250,700	275,200
	3	153,100	204,400	252,600	277,400
	4	154,300	206,100	254,500	279,500
	5	155,300	207,800	256,100	281,700
	6	156,800	209,600	257,800	284,000
	7	158,200	211,400	259,600	286,300
	8	159,600	213,100	261,500	288,600
	9	160,900	215,000	263,000	290,700
	10	162,300	216,500	264,800	293,000
	11	163,700	218,000	266,600	295,300
	12	165,200	219,500	268,200	297,600
	13	166,700	221,000	269,800	299,700
	14	168,200	222,600	271,700	302,000
	15	169,700	224,200	273,600	304,300
	16	171,200	225,800	275,500	306,600
	17	172,800	227,400	277,300	308,800
	18	174,600	229,100	279,200	311,100
	19	176,300	230,800	281,100	313,400
	20	178,000	232,500	283,000	315,700
	21	179,600	233,800	284,600	317,900
	22	181,300	235,600	286,400	320,100
	23	183,000	237,400	288,200	322,300
	24	184,700	239,200	290,000	324,500
	25	186,300	240,800	291,900	326,600
	26	188,100	242,700	293,700	328,700
	27	189,900	244,600	295,500	330,800
	28	191,600	246,500	297,300	332,800
	29	193,400	248,100	299,000	334,900
	30	194,900	249,800	300,700	337,000
	31	196,400	251,500	302,400	339,100
	32	197,800	253,300	304,100	341,200
	33	199,300	254,900	305,700	343,000
	34	200,600	256,600	307,300	345,000
	35	201,900	258,300	308,900	347,000
	36	203,200	260,000	310,500	349,000
	37	204,500	261,600	312,200	350,600
	38	205,900	263,500	313,800	352,500
	39	207,300	265,400	315,400	354,400
	40	208,700	267,200	317,000	356,300
	41	209,900	268,900	318,500	358,200
	42	211,200	270,600	320,100	360,000
	43	212,500	272,300	321,700	361,800
	44	213,800	273,900	323,300	363,500
	45	214,800	275,600	324,600	365,400
	46	216,100	277,300	325,800	366,800
	47	217,400	279,000	327,000	368,300
	48	218,700	280,700	328,200	369,800
49	219,800	282,300	329,300	370,900	

50	221,100	283,900	330,300	372,000
51	222,400	285,500	331,200	373,100
52	223,600	287,100	332,200	374,200
53	224,500	288,800	333,100	375,100
54	225,800	290,300	333,900	375,700
55	227,000	291,800	334,700	376,500
56	228,300	293,300	335,500	377,300
57	229,200	294,800	336,100	378,200
58	230,400	296,300	336,600	379,000
59	231,600	297,800	337,200	379,800
60	232,800	299,300	337,700	380,600
61	233,900	300,600	338,200	381,500
62	235,100	302,100	338,500	382,200
63	236,300	303,600	339,100	382,900
64	237,500	305,100	339,700	383,600
65	238,700	306,300	340,000	383,900
66	239,900	307,600	340,500	384,500
67	241,100	308,900	341,000	385,200
68	242,300	310,200	341,500	385,900
69	243,300	311,200	342,000	386,300
70	244,400	312,400	342,500	387,000
71	245,500	313,600	342,900	387,600
72	246,600	314,800	343,400	388,200
73	247,400	315,300	343,700	388,700
74	248,500	315,800	344,200	389,300
75	249,600	316,300	344,700	389,900
76	250,700	316,800	345,200	390,500
77	251,700	317,200	345,500	390,900
78	252,700	317,600	345,900	391,500
79	253,700	318,000	346,400	392,200
80	254,700	318,400	346,800	392,800
81	255,700	318,600	347,000	393,300
82	256,600	318,700	347,300	394,000
83	257,600	318,900	347,800	394,700
84	258,600	319,100	348,200	395,200
85	259,400	319,300	348,500	395,400
86	260,300	319,500	348,900	396,100
87	261,200	319,700	349,400	396,800
88	262,100	319,900	349,800	397,500
89	262,800	320,100	350,100	398,000
90	263,600	320,300	350,500	398,700
91	264,400	320,500	350,900	399,400
92	265,200	320,700	351,100	400,100
93	265,900	320,900	351,400	400,600
94	266,900	321,100		
95	267,200	321,200		
96	267,900	321,400		
97	268,600	321,600		
98	269,300	321,800		
99	270,000	322,000		
100	270,700	322,200		
101	271,200	322,300		
102		322,400		
103		322,600		
104		322,700		

	105		322,900		
	106		322,900		
	107		323,000		
	108		323,200		
	109		323,400		
	110		323,500		
	111		323,700		
	112		323,800		
	113		324,000		
	114		324,200		
	115		324,300		
	116		324,400		
	117		324,600		
	118		324,800		
	119		325,000		
	120		325,200		
	121		325,400		
	122		325,600		
	123		325,800		
	124		326,000		
	125		326,200		
	126		326,400		
	127		326,600		
	128		326,800		
	129		327,000		
	130		327,200		
	131		327,400		
	132		327,600		
	133		327,800		
	134		328,000		
	135		328,200		
	136		328,400		
	137		328,600		
	138		328,800		
	139		329,000		
	140		329,200		
	141		329,400		
再任用職員	—	199,600	243,100	257,700	291,900

備考 この表は、幼稚園、児童福祉施設等で市長の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第2（第4条関係）

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）								
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	

38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	443,000
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	443,300
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	443,600
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	443,900
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	444,300
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	444,600
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	444,900
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	445,200
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	445,600
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	445,900
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	446,200
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	446,500
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	446,900
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	447,200
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	447,500
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	

80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	408,200
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	408,500
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	408,700
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	408,900
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	409,200
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	409,500
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	409,700
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	409,900
94		292,500	340,300	379,100	391,000	410,200
95		292,900	340,800	379,500	391,300	410,500
96		293,300	341,200	379,900	391,500	410,700
97		293,500	341,300	380,200	391,700	410,900
98		293,800	341,800	380,600	392,000	411,200
99		294,200	342,200	381,000	392,300	411,500
100		294,600	342,500	381,400	392,500	411,700
101		294,800	342,800	381,700	392,700	411,900
102		295,100	343,200	382,100	393,000	412,200
103		295,500	343,600	382,500	393,300	412,500
104		295,800	344,000	382,900	393,500	412,700
105		296,000	344,500	383,200	393,700	412,900
106		296,300	344,900	383,600	394,000	413,200
107		296,700	345,300	384,000	394,300	413,500
108		297,000	345,700	384,400	394,500	413,700
109		297,200	346,200	384,700	394,700	
110		297,600	346,600	385,100		
111		298,000	346,900	385,500		
112		298,300	347,200	385,900		
113		298,400	347,700	386,200		
114		298,700				
115		299,000				
116		299,400				
117		299,600				
118		299,800				
119		300,100				
120		300,400				

	121		300,800					
	122		301,000					
	123		301,300					
	124		301,600					
	125		301,900					
再任用職員	—	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500

備考 この表は、この条例に規定する他の給料表及び市の規則で定める給料表の適用を受けないすべての職員（第26条に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800
	2	157,000	185,000	233,200	255,800
	3	158,500	187,100	235,000	256,800
	4	159,900	189,200	236,800	257,900
	5	161,300	191,300	238,200	258,900
	6	162,800	193,600	239,600	260,000
	7	164,300	195,900	240,800	260,900
	8	165,800	198,200	242,100	262,000
	9	167,100	200,600	243,300	263,300
	10	168,800	202,000	244,400	264,100
	11	170,400	203,400	245,400	265,400
	12	172,000	204,800	246,500	266,700
	13	173,500	206,200	247,800	268,000
	14	175,500	207,700	248,900	269,500
	15	177,500	209,200	249,900	270,800
	16	179,500	210,500	250,900	272,300
	17	181,700	211,900	251,900	273,700
	18	183,800	213,400	252,900	275,200
	19	185,900	214,900	254,000	276,600
	20	188,000	216,400	255,000	278,100
	21	190,100	217,800	256,000	279,700
	22	192,300	219,500	257,000	281,300
	23	194,500	221,200	258,100	282,800
	24	196,700	222,900	259,200	284,300
	25	198,800	224,300	260,400	285,600
	26	200,100	226,000	261,900	287,400
	27	201,400	227,700	263,200	289,200
	28	202,700	229,400	264,600	290,900
	29	203,900	231,000	266,000	292,500
	30	205,100	232,400	267,600	294,200
	31	206,400	233,700	269,200	295,800
	32	207,600	234,900	270,700	297,500
	33	208,900	236,300	272,300	299,000
	34	210,200	237,400	273,800	300,500
	35	211,500	238,400	275,200	302,100
	36	212,800	239,600	276,600	303,700
	37	214,200	240,800	278,200	305,200
	38	215,600	241,900	279,600	306,700
	39	217,000	242,900	281,100	308,300
	40	218,400	244,000	282,500	309,900
	41	219,500	244,900	284,100	311,500
	42	220,900	245,900	285,700	312,900
	43	222,300	246,900	287,200	314,300
	44	223,700	247,900	288,800	315,800
	45	224,900	248,900	290,200	316,900
	46	226,300	249,900	291,600	318,300
	47	227,600	251,000	293,100	319,700
	48	228,900	252,100	294,600	321,200
49	230,000	253,100	295,900	322,400	

50	231,100	254,500	297,200	323,800
51	232,300	255,700	298,600	325,100
52	233,400	257,000	300,000	326,400
53	234,600	258,300	301,500	327,800
54	235,700	259,900	302,800	329,200
55	236,800	261,400	304,200	330,600
56	237,800	262,900	305,600	331,900
57	238,900	264,500	306,700	332,800
58	240,000	266,100	307,900	334,100
59	240,900	267,600	309,200	335,300
60	241,900	269,200	310,600	336,600
61	243,000	270,600	311,700	337,700
62	244,000	272,100	313,000	338,600
63	245,000	273,600	314,300	339,800
64	246,100	275,000	315,500	341,100
65	247,000	276,600	316,800	342,200
66	248,200	278,100	318,100	343,400
67	249,400	279,600	319,400	344,600
68	250,400	281,100	320,700	345,700
69	251,300	282,300	321,400	346,700
70	252,500	283,800	322,500	347,700
71	253,800	285,300	323,600	348,800
72	255,000	286,700	324,500	349,900
73	256,400	287,900	325,800	350,700
74	257,700	289,300	326,500	351,800
75	259,000	290,700	327,600	352,900
76	260,300	292,000	328,800	354,000
77	261,300	293,500	329,900	354,700
78	262,400	294,800	331,100	355,500
79	263,700	296,000	332,200	356,300
80	265,000	297,300	333,400	357,000
81	266,100	298,100	334,500	357,600
82	267,100	299,300	335,600	358,100
83	268,200	300,500	336,600	358,700
84	269,300	301,700	337,700	359,200
85	270,200	302,800	338,600	359,800
86	271,100	304,000	339,600	360,300
87	272,200	305,200	340,500	360,900
88	273,300	306,300	341,500	361,400
89	274,300	307,600	342,500	361,800
90		308,800	343,300	362,200
91		310,000	344,100	362,800
92		311,200	344,900	363,300
93		312,000	345,500	363,600
94		312,700	346,100	364,100
95		313,400	346,800	364,500
96		314,000	347,400	364,800
97		314,700	347,800	365,400
98		315,000	348,200	365,900
99		315,600	348,700	366,400
100		316,300	349,100	366,900
101		316,700	349,600	367,500
102		317,300	350,000	368,000
103		317,900	350,500	368,500

	104		318,500	350,900	368,900
	105		318,900	351,200	369,500
	106		319,400	351,700	370,000
	107		319,900	352,100	370,500
	108		320,400	352,400	371,000
	109		320,800	352,900	371,600
	110		321,200	353,400	372,000
	111		321,500	353,900	372,500
	112		321,800	354,400	373,000
	113		322,200	354,900	373,600
	114		322,600	355,400	
	115		323,000	355,900	
	116		323,300	356,300	
	117		323,500	356,700	
	118		323,800	357,100	
	119		324,200	357,600	
	120		324,400	358,100	
	121		324,600	358,500	
	122		324,900	359,000	
	123		325,200	359,500	
	124		325,500	360,000	
	125		325,700	360,300	
	126		326,000		
	127		326,400		
	128		326,600		
	129		326,700		
	130				
	131				
	132				
	133				
	134				
	135				
	136				
	137				
再任用職員	—	232,700	253,100	260,300	270,500

備考 この表は、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士等の保健医療業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第3条関係)

福祉職給料表					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	150,700	200,800	247,100	269,000
	2	151,900	202,600	248,700	270,800
	3	153,100	204,400	250,300	272,600
	4	154,300	206,100	251,900	274,300
	5	155,300	207,800	253,300	276,100
	6	156,800	209,600	254,700	278,300
	7	158,200	211,400	256,200	280,600
	8	159,600	213,100	257,700	282,900
	9	160,900	215,000	259,000	285,000
	10	162,300	216,500	260,500	287,200
	11	163,700	218,000	262,000	289,500
	12	165,200	219,500	263,200	291,700
	13	166,700	221,000	264,500	293,700
	14	168,200	222,600	266,400	296,000
	15	169,700	224,200	268,200	298,300
	16	171,200	225,800	270,100	300,600
	17	172,800	227,200	271,800	302,700
	18	174,600	228,800	273,700	305,000
	19	176,300	230,300	275,600	307,200
	20	178,000	231,800	277,400	309,500
	21	179,600	233,100	279,000	311,700
	22	181,300	234,600	280,800	313,800
	23	183,000	236,000	282,500	316,000
	24	184,700	237,600	284,300	318,100
	25	186,300	239,100	286,200	320,200
	26	188,100	240,800	287,900	322,200
	27	189,900	242,400	289,700	324,300
	28	191,600	244,100	291,500	326,300
	29	193,400	245,600	293,100	328,300
	30	194,900	247,000	294,800	330,400
	31	196,400	248,500	296,500	332,400
	32	197,800	250,000	298,100	334,500
	33	199,300	251,500	299,700	336,300
	34	200,600	252,800	301,300	338,200
	35	201,900	254,200	302,800	340,200
	36	203,200	255,600	304,400	342,100
	37	204,500	257,000	306,100	343,600
	38	205,900	258,800	307,600	345,500
	39	207,300	260,400	309,200	347,400
	40	208,700	262,100	310,800	349,200
	41	209,700	263,600	312,200	351,100
	42	210,900	265,300	313,800	352,900
	43	212,000	266,900	315,400	354,700
	44	213,200	268,500	316,900	356,400
	45	214,100	270,200	318,200	358,200
	46	215,200	271,800	319,400	359,600
	47	216,300	273,500	320,600	361,100
	48	217,300	275,200	321,800	362,500
	49	218,300	276,700	322,800	363,500

50	219,400	278,300	323,800	364,600
51	220,600	279,900	324,700	365,700
52	221,400	281,400	325,700	366,800
53	222,300	283,100	326,600	367,700
54	223,400	284,600	327,300	368,300
55	224,300	286,000	328,100	369,100
56	225,300	287,500	328,900	369,900
57	226,200	289,000	329,500	370,700
58	227,100	290,400	330,000	371,500
59	228,100	291,900	330,600	372,300
60	229,100	293,400	331,100	373,100
61	230,100	294,700	331,600	374,000
62	231,200	296,200	331,800	374,700
63	232,200	297,600	332,400	375,400
64	233,100	299,100	333,000	376,100
65	234,000	300,300	333,300	376,400
66	235,100	301,600	333,800	377,000
67	236,300	302,800	334,300	377,600
68	237,500	304,100	334,800	378,300
69	238,500	305,100	335,300	378,700
70	239,600	306,200	335,800	379,400
71	240,700	307,400	336,200	380,000
72	241,700	308,600	336,700	380,600
73	242,500	309,100	336,900	381,000
74	243,600	309,600	337,400	381,600
75	244,700	310,100	337,900	382,200
76	245,800	310,500	338,400	382,800
77	246,700	310,900	338,700	383,200
78	247,700	311,300	339,100	383,700
79	248,700	311,700	339,600	384,200
80	249,700	312,100	340,000	384,800
81	250,700	312,300	342,000	385,300
82	251,500	312,400	340,500	385,700
83	252,500	312,600	341,000	386,100
84	253,500	312,800	341,400	386,500
85	254,300	312,900	341,700	386,700
86	255,100	313,100	342,000	386,900
87	256,000	313,300	342,500	387,200
88	256,900	313,500	342,900	387,500
89	257,600	313,700	343,200	387,700
90	258,400	313,900	343,600	388,000
91	259,200	314,100	344,000	388,300
92	260,000	314,300	344,200	388,500
93	260,700	314,500	344,500	388,700
94	261,400	314,700		
95	261,900	314,700		
96	262,600	314,900		
97	263,300	315,100		
98	264,000	315,300		
99	264,700	315,500		
100	265,400	315,700		
101	265,900	315,800		
102		315,900		
103		316,100		
104		316,200		

	105		316,400		
	106		316,400		
	107		316,500		
	108		316,700		
	109		316,900		
	110		317,000		
	111		317,200		
	112		317,300		
	113		317,400		
	114		317,600		
	115		317,700		
	116		317,800		
	117		318,000		
	118		318,200		
	119		318,400		
	120		318,600		
	121		318,800		
	122		319,000		
	123		319,200		
	124		319,400		
	125		319,600		
	126		319,800		
	127		320,000		
	128		320,200		
	129		320,400		
	130		320,600		
	131		320,800		
	132		321,000		
	133		321,200		
	134		321,400		
	135		321,600		
	136		321,800		
	137		322,000		
	138		322,200		
	139		322,400		
	140		322,600		
	141		322,800		
再任用職員	—	199,200	238,700	253,000	286,100

備考 この表は、幼稚園、児童福祉施設等で市長の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

議案第61号

可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年可児市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市長による管理)</p> <p>第13条 市長は、<u>第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。</u></p>	<p>(市長による管理)</p> <p>第13条 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>第4条の規定による申請がなかったとき。</u></p> <p>(2) <u>第5条の規定による選定の結果、候補団体に該当するものがなかったとき。</u></p> <p>(3) <u>第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。</u></p> <p>(4) <u>指定管理者が、天災その他の事由に</u></p>

	<u>より管理の業務の全部又は一部を行う ことが困難となった場合において、市 長が必要であると認めるとき。</u>
--	---

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

議案第62号

可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市税条例の一部を改正する条例

可児市税条例（昭和35年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(可児市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2 可児市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第1項第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。</p>	<p>(可児市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2 可児市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第1項第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。</p>
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 <u>外国法人</u>に対するこの節の規定の適用については、<u>その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</u></p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）</u>に対するこの節の規定の適用については、<u>恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。</u></p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は</p>

管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第18条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（所得割の課税標準）

第19条 （略）

2～4 （略）

5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下本項及び次項並びに第21条の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 （略）

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第32条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に

管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第18条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

（所得割の課税標準）

第19条 （略）

2～4 （略）

5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下本項及び次項並びに第21条の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 （略）

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第32条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に

係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第29条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第32条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者

(2) (略)

(3) (略)

2 (略)

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第32条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第32条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間におい

係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第29条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第32条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) (略)

(2) (略)

2 (略)

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第32条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第29条の2第1

て特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2及び3 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第33条 (略)

2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3及び4 (略)

5 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。以下本項及び第36条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第145条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することが

項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2及び3 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第33条 (略)

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3及び4 (略)

5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第36条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項

できる。

6 (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第36条 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 (略)

第41条の3 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第5号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営す

の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

6 (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第36条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 (略)

第41条の3 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第5号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営す

る者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第41条の6 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

付 則

(寄附金税額控除における特別控除の特例)

第7条の4 第20条の5の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第18条第1項、付則第19条第1項、付則第20条第1項、付則第22条第1項、付則第23条第1項又は付則第24条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第20条の5第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

る者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第41条の6 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

付 則

(寄附金税額控除における特別控除の特例)

第7条の4 第20条の5の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第18条第1項、付則第19条第1項、付則第20条第1項、付則第22条第1項、付則第23条第1項、付則第23条の2第1項又は付則第24条第1項の規定の適用を受けるときは、第20条の5第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第18条 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区別し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、付則第7条第1項の規定は、適用しない。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第19条第1項及び第2項並びに第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第18条 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第19条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区別し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、付則第7条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得に

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第19条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第18条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) (略)

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第18条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第18条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

つき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第19条第1項及び第2項並びに第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第19条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第18条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(2) (略)

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第18条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第18条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第19条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第19条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第19条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第23条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) (略)

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第23条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所

第23条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第19条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第19条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第23条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) (略)

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第23条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山

得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第23条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第23条の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）又は同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第23条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第23条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第19条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第19条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項において同じ。）をした場合には、令附則第18条の2第6項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第1項の規定は、令附則第18条の2第7項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第23条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第23条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

えて適用される第19条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条の第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「付則第23条第1項」とあるのは「付則第23条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

(特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例)

第23条の4 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第4項及び第5項に定めるところにより行うものとする。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例)

第23条の5 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 市民税の所得割の納税義務者が第19条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第23条の6 所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第23条の2第1項の規定による申告書を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、付則第18条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第19条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

3 第1項の規定の適用がある場合における付則第18条の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは「配当所得の金額（付則第23条の6第1項の規定の適用がある場合に

は、その適用後の金額。以下」とする。

- 4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第23条の2第1項又は第6項の規定による申告書（第3項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、付則第23条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び付則第18条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）の計算上控除する。
- 5 前項の規定の適用がある場合における付則第18条第1項及び第2項並びに付則第23条第1項の規定の適用については、付則第18条第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（付則第23条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、付則第23条第1項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（付

則第23条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

6 第23条の2第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第23条の6第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した別に定める様式による申告書」と読み替えるものとする。

7 第4項の規定の適用がある場合における第23条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第11項（同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は付則第23条の6第6項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は付則第23条の6第6項において準用する前条第4項」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲

渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第24条 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（法附則第35条の3第9項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした所得割の納税義務者（令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第9項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第23条の2第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第23条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があると

き（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

- 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の3第12項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第23条の2第1項又は第3項の規定による申告書（第5項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、付則第23条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における付則第23条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（付則第24条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。
- 5 第23条の2第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出

する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第3項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第24条第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書を市長に」とあるのは「同項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した申告書を市長に」と読み替えるものとする。

6 第3項の規定の適用がある場合における第23条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は付則第24条第5項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「第4項まで」とあるのは「第4項又は付則第24条第5項において準用する前条第4項」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第19条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第24条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第19条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第24条第1項に規定する先物取引に係る雑所得の金

の金額」とする。

- (2) 第20条の4から第21条まで、第21条の2第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第20条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第20条の5第1項前段、第21条、第21条の2第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第20条の5第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第24条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 付則第5条の規定については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第24条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

額」とする。

- (2) 第20条の4から第21条まで、第21条の2第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第20条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第20条の5第1項前段、第21条、第21条の2第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第24条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 付則第5条の規定については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第24条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第24条の3 所得割の納税義務者の前年前

3年内の各年に生じた法附則第35条の4の2第8項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。）は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第23条の2第1項又は第3項の規定による申告書（第3項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

3 第23条の2第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であ

って、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第24条の3第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「3月15日までに第1項の申告書」とあるのは「3月15日までに、同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した別に定める様式による申告書」と読み替えるものとする。

- 4 第1項の規定がある場合における第23条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第24条の3第3項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第24条の3第3項において準用する前条第5項」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条の4 (略)

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第19条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第24条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とす

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条の2 (略)

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第19条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第24条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とす

る。

- (2) 第20条の4から第21条まで、第21条の2第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第20条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第20条の5第1項前段、第21条、第21条の2第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第20条の5第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第24条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第24条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに

る。

- (2) 第20条の4から第21条まで、第21条の2第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第20条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第20条の5第1項前段、第21条、第21条の2第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第24条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第24条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに

付則第24条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3及び4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第19条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第24条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第20条の4から第21条まで、第21条の2第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第20条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第20条の5第1項前段、第21条、第21条の2第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第20条の5第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第21条の2第1項中「第19条第4項」とあるのは「付則第24条の4第4項」とする。
- (3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第24条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とす

付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3及び4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第19条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第24条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第20条の4から第21条まで、第21条の2第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第20条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第24条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第20条の5第1項前段、第21条、第21条の2第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第21条の2第1項中「第19条第4項」とあるのは「付則第24条の2第4項」とする。
- (3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第24条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当

る。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第24条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第21条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第24条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第23条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第23条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるの

所得の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第24条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第24条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第21条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第24条の2第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第23条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第23条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるの

は「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

は「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(保険料に係る個人の市民税の課税の特例)

第24条の5 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約等実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第23条の2第3項の規定は、前項の納税義務者（同条第1項又は第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第3項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条の2第2項の改正規定 平成27年4月1日
- (2) 次条第1項の規定 平成28年1月1日
- (3) 第11条、第33条及び第36条第1項の改正規定 平成28年4月1日
- (4) 第32条の2第1項及び第32条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日
- (5) 第41条の3及び第41条の6の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日
- (6) 第19条第5項、付則第7条の4、第18条、第23条及び第23条の2並びに第23条の4から第24条の5までの改正規定並びに次条3項の規定 平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法

律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の可児市税条例(以下「新条例」という。)第32条の2及び第32条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 新条例第19条第5項、付則第7条の4、第18条、第23条及び第23条の2並びに第23条の4から第24条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第63号

可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。

- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (15) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (16) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (17) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (18) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (19) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (20) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
- (21) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- (22) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。
- (23) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。

（一般原則）

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密

接な連携に努めなければならない。

- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育（法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。以下同じ。）の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利

用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、当該各項に規定する選考

の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意につ

いては、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、その提供する特定教育・保育の質について、自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する

措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し当該支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（法第7条第5項に規定する地域型保育

をいう。以下同じ。)を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下この条において「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の規定により苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償す

べき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録
- (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又

は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。
- 3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超

えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（記録の整備）

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録
- (3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。)をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び

同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあつては、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第64号

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第21条）
- 第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）
- 第3章 小規模保育事業
 - 第1節 通則（第27条）
 - 第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）
 - 第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）
 - 第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）
- 第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）
- 第5章 事業所内保育事業
 - 第1節 通則（第42条）
 - 第2節 保育所型事業所内保育事業（第43条—第46条）
 - 第3節 小規模型事業所内保育事業（第47条・第48条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児

童を含む。以下「利用乳幼児」という。)が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。))の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、可児市子ども・子育て会議条例(平成25年可児市条例第16号)の規定に基づき設置する可児市子ども・子育て会議の意見を聴き、家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

第4条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、その行う保育の質について、自ら評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、積極的に外部の者による評価を受けるとともに、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業(法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。))を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気その他の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次の各号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を必要に応じて提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

（家庭的保育事業者等の非常災害対策）

第7条 家庭的保育事業者等は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際し必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対し不断の注意を払い、訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回、これを行わなければならない。

（家庭的保育事業者等の職員の一般的要件）

第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

（家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等）

第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じて当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（差別的取扱いの禁止）

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（懲戒に係る権限の濫用の禁止）

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に關し当該利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事の提供)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、できる限り変化に富み、当該利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。ただし、当該方法により食事の提供を行う場合においてもなお、当該家庭的保育事業所等内で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得る体制が確立され、調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。

- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする事と。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供並びにアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与その他の利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全な育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

- (1) 連携施設
- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等において乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ、保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置の解除又は停止その他の必要な手続をとることを家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（運営規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意

事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項
(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業（法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。以下同じ。）は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

(職員)

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
- (2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
- (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。）とともに保育する場合は、5人以下とする。

(保育時間)

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、当該保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上

であること。

- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては次のアからクまでの要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている別表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。
 - ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかの施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
 - エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (イ) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならな

い。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の規定により算定した数の合計数に1を加えた数以上とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と読み替えるものとする。

第3節 小規模保育事業B型

（職員）

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号の規定により算定した数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条

において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。

第4節 小規模保育事業C型

（設備の基準）

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

（職員）

第34条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合は、5人以下とする。

（利用定員）

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

（準用）

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と読み替えるものとする。

第4章 居宅訪問型保育事業

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育
（設備、備品等）

第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

（職員）

第39条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

（居宅訪問型保育連携施設）

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

（準用）

第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあり、並びに第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第5章 事業所内保育事業

第1節 通則

（利用定員）

第42条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上 5人以下	1人
6人以上 7人以下	2人
8人以上 10人以下	3人
11人以上 15人以下	4人
16人以上 20人以下	5人

21人以上 25人以下	6人
26人以上 30人以下	7人
31人以上 40人以下	10人
41人以上 50人以下	12人
51人以上 60人以下	15人
61人以上 70人以下	20人
71人以上	20人

第2節 保育所型事業所内保育事業

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物にあつては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあつては次のアからクまでの要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている別表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。
 - ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかの施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
 - エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するも

のを除く。以下このエにおいて同じ。)以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の規定により算定した数の合計数以上とする。ただし、1の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第46条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。

この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者(第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」とい

う。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

第3節 小規模型事業所内保育事業

(職員)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の規定により算定した数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(食事の提供に関する経過措置)

第2条 施行日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施

設若しくは事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保を行わないことができる。

（小規模保育事業B型等に関する経過措置）

第4条 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

（利用定員に関する経過措置）

第5条 小規模保育事業C型については、第35条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

別表（第28条、第43条関係）

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

議案第65号

可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり
制定する。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の
8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定す
る放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定める
ものとする。

(最低基準の目的)

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、放課後児童健全育成事
業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るく衛生的な環境において、
素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成さ
れることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、可児市子ども・子育て会議条例（平成25年可児市条例第16号）の規定に
基づき設置する可児市子ども・子育て会議の意見を聴き、放課後児童健全育成事業を行
う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その
設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向
上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者にお
いては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、
その保護者が労働等により昼間家庭において不在となるものにつき、家庭、地域等との
連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主

性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用者の保護者及び地域社会に対し、その行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気その他の利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の非常災害対策）

第6条 放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際し必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対し不
断の注意を払い、訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第10条 放課後児童健全育成事業者は、当該放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児

童支援員を置かなければならない。

- 2 放課後児童支援員の数は、放課後児童健全育成事業における支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について当該放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
 - (1) 保育士の資格を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
 - (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
 - (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- 4 第2項の支援の単位は、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（差別的取扱いの禁止）

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（開所時間及び日数）

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了時刻その他の状況を考慮し、当該事業所ごとに定めるものとする。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況を考慮し、当該事業所ごとに定めるものとする。

（保護者との連絡）

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康状態及び行動について説明するとともに、支援の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校その他の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

（事故発生時の対応）

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（設備の基準に関する経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所（第9条第1項及び第2項に規定する基準を満たすもの又は施行日以後に増築され、若しくは全面的に改築されたものを除く。）については、同条第1項及び第2項の規定は、当分の間適用しない。

（職員に関する経過措置）

第3条 施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

（支援の単位を構成する児童の数に関する経過措置）

第4条 この条例の施行の際現に実施している放課後児童健全育成事業において、運営規程等で利用定員を定め、その数が公になっている場合に限り、第10条第4項の規定は、当分の間適用しない。

議案第66号

可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例（平成8年可児市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 クラブの名称及び位置並びに定員数は、規則で定める。<u>ただし、規則で定める基準数を満たさないクラブは、開設しないものとする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 クラブの名称及び位置並びに定員数は、規則で定める。</p>
<p>(指導員)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指導員は、<u>保育士又は教諭の資格を有する者その他の保育に知識経験を有する者をこれに充てる。</u></p>	<p>(指導員)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指導員は、<u>可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年可児市条例第 号）第10条第3項に規定する放課後児童支援員（同条第2項の規定により補助員をもって代える場合を含む。）とする。</u></p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項の規定は、可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行の日から施行する。

議案第67号

可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のとおり制定する。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第3章 運営に関する基準（第7条—第31条）
- 第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第32条—第34条）
- 第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びにこれらの支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとともに、法第115条の22第2項第1号の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定の要件を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定介護予防支援 法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。
- (2) 基準該当介護予防支援 法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。
- (3) 指定介護予防支援事業者 法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。

- (4) 指定介護予防サービス等 法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。
- (5) 介護予防サービス事業者等 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う者又は同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。
- (6) 地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。
- (7) 介護予防サービス計画 法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。

(基本方針)

第3条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件)

第4条 法第115条の22第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人である者とする。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

(管理者)

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務

に従事することができるものとする。

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第11条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費（以下「介護予防サービス計画費」という。）が、同条第4項の規定に基づき当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ②に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲又は業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員（法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び第4章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付)

第17条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等

対象サービスをいう。)の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第19条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第21条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第22条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第23条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第25条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由なく、その業

務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

（広告）

第26条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第27条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情への対応）

第28条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第6項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者

に対し必要な援助を行わなければならない。

- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定介護予防支援を提供した日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第33条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
 - ア 介護予防サービス計画
 - イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第33条第14号の規定による評価の結果の記録
 - オ 第33条第13号に規定するモニタリングの結果の記録
- 3 第18条の規定による市への通知に係る記録
- 4 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- 5 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第32条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それら

を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

- (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1箇月に1回、聴取しなければならない。
- (13) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (15) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3箇月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
 - イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防

サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1箇月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

- (16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

- (18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (19) 担当職員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

- (20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

- (21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護又は同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、当該介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由

を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に当該特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

（介護予防支援の提供に当たっての留意点）

第34条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 単に運動機能、栄養状態、口腔機能その他の特定の機能の改善だけを目指すのではなく、これらの機能の改善、環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

(3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。

(4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。

(5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含め、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。

(6) 地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。

(7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。

(8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準

（準用）

第35条 第3条及び第2章から前章（第28条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、

基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第13条中「指定介護予防支援（法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費（以下「介護予防サービス計画費」という。）が、同条第4項の規定に基づき当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第68号

可児市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例の制定について

可児市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を次の
とおり制定する。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、同条第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）の包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 包括的支援事業 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。
- (2) 指定居宅サービス事業者等 法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。
- (3) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する被保険者をいう。
- (4) 主任介護支援専門員 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。

(基本方針)

第3条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）

の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3千人以上6千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、当該地域包括支援センターの人員配置に係る基準は、別表左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第4条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第4条第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第4条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

議案第69号

可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例

可児市国民健康保険条例（昭和36年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>390,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8章 罰則</p> <p>第20条 市は、世帯主が法第9条第1項又は第9項の規定による届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科することができる。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8章 罰則</p> <p>第20条 市は、世帯主が法第9条第1項又は第9項の規定による届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、<u>100,000円</u>以下の過料を科することができる。</p>

附 則

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第8条第1項の規定は、施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第70号

可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

可児市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年可児町条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (他の法律による給付との調整) 第5条 (略) 2～6 (略) 7 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定める	付 則 (他の法律による給付との調整) 第5条 (略) 2～6 (略) 7 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定める

ところにより規則で定める場合の区分に応じ、総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。

- (1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に定める給付
- (2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号に定める給付

ところにより規則で定める場合の区分に応じ、総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。

- (1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に定める給付
- (2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第13条の2第1項第4号又は第2項第2号に定める給付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第71号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
飯田 久美子	可児市兼山518番地

議案第72号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 指定管理者を指定する施設 | 可児市福祉センター |
| 2 | 指定管理者の名称等 | 岐阜市宇佐南3丁目6番20号
株式会社技研サービス
代表取締役 関谷 裕久 |
| 3 | 指定の期間 | 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで |

議案第73号

可茂広域行政事務組合規約の変更について

可茂広域行政事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約

可茂広域行政事務組合規約（平成7年4月1日岐阜県指令可総第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（組合の共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、関係市町村の次の事務並びに関係市町村及び関係一部事務組合の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第2項に規定する公平委員会の事務を共同処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>視聴覚教育の推進に関する事務</u></p> <p>(3) <u>広域における観光振興に関する事務</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>（組合の共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、関係市町村の次の事務並びに関係市町村及び関係一部事務組合の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第2項に規定する公平委員会の事務を共同処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

議案第74号

可茂広域行政事務組合同規約の変更に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、可茂広域行政事務組合の共同処理する事務から視聴覚教育の推進に関する事務を廃止することに伴う財産処分を次のとおり定める。

平成26年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

財産処分の方法

視聴覚教育の推進に関する事務に係る財産の全部は、構成市町村の協議により、平成27年4月1日から美濃加茂市に帰属させるものとする。